

令和3年 津島市天王川公園 藤開花期間 出店者募集要項 [天王川公園指定管理者制度導入に向けた社会実験]

1. 目的

本市は、民間の資金やノウハウを活用して、天王川公園の通年の賑わい創出を目的に、**令和5年度から民間が公園の維持管理運営を行う**指定管理者制度の導入を目指しています。

これに当たり、出店者を公募して、藤開花期間の売上額のデータ収集や出店者へのアンケート等を行う社会実験を実施することにしました。

※藤開花期間中は、園内の藤の鑑賞は出来ますが、例年約30万人が来訪する「尾張津島藤まつり」は中止となり、観光協会主催の出店、ステージイベント、藤棚のライトアップ等はありません。

※社会実験は、市ホームページでの周知は行いますが、ポスターやリーフレット等の周知・PRは行いません。

2. 実施概要

- (1)主 催：津島市
- (2)日 時：令和3年4月23日(金)～令和3年5月5日(水祝)の13日間
午前8時30分から午後5時まで
- (3)場 所：天王川公園野外ステージ周辺(愛知県津島市宮川町1丁目)
- (4)出 店 料：無料
- (5)アンケート：社会実験のため、売上額の報告及びアンケートへの回答をお願いします。
※指定管理者制度導入に当たって、店舗名等は伏せた上で、結果を公表しますので、了解の上応募ください。
- (6)雨天強風対応：雨天強風時の出店可否は、出店者の判断とします(営業補償及び代替日はありません)。



3. 販売形態・区割等

(1)販売形態

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、下記のとおりとする。

- ・持ち帰り用、食べ歩き用(飲み物含む)の販売のみ。
- ・**飲食スペースの設置禁止**。主催者で設置もしません。
- ・**アルコール類は、販売のみも禁止**(宴会防止のため)。

(2) エリア割・出店数等【別添「出店エリア区割図」参照】

(あ) 露店営業専用エリア：食品衛生法に基づく「**露店営業**」の許可が必要

(い) 一般エリア：「**露店営業**」・「**自動車による営業**」以外のみ出店可能

※手作り雑貨・野菜・苗木の販売、輪投げ・ボールすくい・サメ釣り、リラクゼーション等も可能。偽ブランド等の違法商品や医薬品の販売、宗教活動、販売を伴わない企業PRのみ等は禁止。

なお、公園の利用に支障がある、風紀を乱すと主催者が判断した場合は、撤回いただきます。

(う) キッチンカー専用エリア：食品衛生法に基づく「**自動車による営業**」の許可が必要

| エリア | ブロック | 出店期間 | 出店数 |
|---|-------------------|---------------------|------|
| (あ) 露店営業専用エリア (食品衛生法に基づく「露店営業」の許可が必要) | Aブロック (1～8) | ① 4月23日(金)～5月5日(水祝) | 8店舗 |
| | Bブロック (9～16) | ① 4月23日(金)～29日(木祝) | 8店舗 |
| | | ② 4月30日(金)～5月5日(水祝) | 8店舗 |
| | Cブロック (17～21) | ① 4月23日(金)～25日(日) | 5店舗 |
| | | ② 4月26日(月)～29日(木祝) | 5店舗 |
| | | ③ 4月30日(金)～5月2日(日) | 5店舗 |
| | | ④ 5月3日(月祝)～5日(水祝) | 5店舗 |
| (い) 一般エリア (「露店営業」・「自動車による営業」 <u>以外のみ出店可能</u>) | Dブロック (22、23) | ① 4月23日(金)～5月5日(水祝) | 2店舗 |
| | Eブロック (24、25) | ① 4月23日(金)～29日(木祝) | 2店舗 |
| | | ② 4月30日(金)～5月5日(水祝) | 2店舗 |
| | Fブロック (26、27) | ① 4月23日(金)～25日(日) | 2店舗 |
| | | ② 4月26日(月)～29日(木祝) | 2店舗 |
| | | ③ 4月30日(金)～5月2日(日) | 2店舗 |
| | | ④ 5月3日(月祝)～5日(水祝) | 2店舗 |
| (う) キッチンカー専用エリア (食品衛生法に基づく「自動車による営業」の許可が必要) | Gブロック (28、29) | ① 4月23日(金)～29日(木祝) | 2店舗 |
| | | ② 4月30日(金)～5月5日(水祝) | 2店舗 |
| | Hブロック (30、31) | ① 4月23日(金)～25日(日) | 2店舗 |
| | | ② 4月26日(月)～29日(木祝) | 2店舗 |
| | | ③ 4月30日(金)～5月2日(日) | 2店舗 |
| | ④ 5月3日(月祝)～5日(水祝) | 2店舗 | |
| 合計 | | | 70店舗 |

※安全性確保のため、臨時営業許可の出店は認めません。

※露店営業の要否は、愛知県保健所にご確認ください。

※露店営業及び自動車による営業の許可書は、営業区域に津島市を含む区域又は「愛知県一円」と記載されているものが必要です。

※食品の販売は、食品表示法を厳守してください。不明な点は、愛知県保健所にご確認ください。

※(あ) 露店営業専用エリア、(い) 一般エリアは、自動車やバイクによる販売は禁止です。

※応募状況により、ブロック割を変更する場合があります。

(3) 区画等の大きさ【別添「出店エリア拡大図」参照】

| | 区画 | 屋台・テント、キッチンカー |
|----------------------------|-----------------|--------------------|
| (あ) 露店営業専用エリア (い) 一般エリア | 間口 6.0m×奥行 5.0m | 間口 3.0m×奥行 3.0m 以内 |
| (う) キッチンカー専用エリア | 間口 7.5m×奥行 4.0m | 長さ 5.0m×奥行 2.0m 以内 |

※密集防止のため、店舗間の距離を店舗幅(販売区域)以上とること。

※屋台・テントは1区画1つ以内、キッチンカーは1区画1台とする。

(4)設備等

電 気：仮設電源無し。発電機の持込可能。

水 道：トイレの手洗場使用可能(節度を持って使用すること)。**噴水の手洗場使用不可。**

ガ ス：無し。プロパンガスの持込可能。

ご み：店舗毎に回収・持ち帰り(廃油・消炭・汚水等含む)。店舗毎に利用者が見やすい位置に必ずゴミ箱を設置。利用者から声をかけられたら受取る方法は認めません。各日、撤収前に店舗以外のゴミも含めて周辺を清掃して持ち帰ること。

消火器：火気器具を使用する店舗は、店舗毎に業務用消火器を必ず設置すること。

※火気器具：発電機、ガスボンベ、ガスコンロ、BQQコンロ、グリル、ホットプレート等。

※火気を使用する場所とガスボンベを設置する場所は、2m以上離すこと。

※ガスボンベには、転倒防止措置を施すこと。

※火気に関する消防への届出は、主催者で一括して行います。

貸 出：**主催者からの貸出は一切ありません。**テントの貸出もありません。

(5)搬入・搬出等

①搬入・搬出日

当日のみ

※前日の搬入、後日の搬出は一切認めません。

※出店期間中は、夜間、区画内に屋台・テント、資材等を置いておくことは認めますが、主催者は盗難・破損・事故・出店者同士のトラブル等の責任は一切負いません。

※必ず最終日に、すべて撤去して清掃をし、原状回復すること。

②車両による搬入・搬出時間

搬入：当日の午前7時から午前8時30分

搬出：当日の午後5時から午後6時

※園内は、ハザードランプを点滅させ、時速5km以下で走行すること。

(6)駐車場

・天王川公園の南側(公園外)に1者(社)1台用意します。

※店員が複数人の場合は、乗り合わせて来園ください。

・「(う)キッチンカーエリア」の出店者の駐車場はありません。

・出店者確定後に駐車場位置図と駐車許可書を現場責任者に郵送しますので、当日は、駐車許可書を外から見えるようにダッシュボードの上に置いてください。

4. 出店申込

(1)出店資格

・個人、法人は問わない。

・市内、市外は問わない。ただし、市内の応募者を優先します。

・該当するブロックの出店期間の全日に出店出来ること。

※該当する出店期間…Aブロック①：4月23日(金)～5月5日(水祝)

Bブロック①：4月23日(金)～4月29日(木祝)

：

Hブロック②：4月30日(金)～5月5日(水祝)

・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号に規定する暴力団又は暴力団若しくは暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。)の統制下にある個人・法人でないこと。なお、津島市暴力団排除条例に基づき、申込のあった**全ての個人・法人について愛知県津島警察署に照会**します。

(2) 申込上限

- ・1者(社)につき、1ブロックのみとします(Aブロックのみ、Bブロックのみ、・・・、Gブロックのみ)。
※複数ブロックに申込があった場合は、申込はすべて無効になります。
- ・B、E、Gブロックの出店期間については、第1希望、第2希望の申込を可能とします。
- ・C、F、Hブロックの出店期間については、第1希望から第4希望までの申込を可能とします。

(3) 提出書類

①出店申込書

※手書きの場合は、大きく読みやすい字でお願いします。

②食品営業許可書の写し(「(い)一般エリア」は不要)

※後日の提出は認めません。

③現場責任者の身分証明書

※身分証明書は下記のいずれか1点

- ・運転免許証の写し(住所が変更されている場合、裏面も提出)
- ・健康保険証の写し(氏名、住所が記載された面)
- ・住民基本台帳カードの写し(氏名、住所が記載された面)
- ・マイナンバーカードの写し(氏名、住所が記載された面)
- ・年金手帳の写し(氏名、住所が記載されたページ)
- ・パスポートの写し(氏名、住所が記載されたページ)

※出店当日は、身分証明書を必ず携帯すること。主催者が確認する場合があります。

(4) 提出方法

①メール(メールアドレス: fuji@city.tsushima.lg.jp)

②郵 送(〒496-8686 津島市立込町2丁目 21 番地 津島市役所都市整備課 菱田・古野宛)

③持 参(津島市役所4F 都市整備課、**平日午前8時30分から午後5時15分のみ**)

※誤送防止、文字が潰れることによる読み間違い防止のため **FAX不可**

(5) 提出期間

令和3年3月15日(月)午後1時から令和3年4月2日(金)午後5時15分**必着**

※公平性の観点から遅れた場合は、一切受け付けません。

5. 抽選・結果公表

(1) 優先順位

(あ) 露店営業専用エリア・(う) キッチンカー専用エリア

食品営業許可証の「営業者住所」又は「営業所の所在地」が市内の応募者を優先する。

(い) 一般エリア

現場責任者の住所が市内の応募者を優先する。

(2) 抽選方法

パソコンによる無作為抽出(非公開)

※市内の応募者で出店枠が埋まった場合は、市外の応募者の抽選は行いませんので、ご了承ください。

※無作為抽選のため、隣同士で販売品目が重複する場合がありますので、ご了承ください。

(3) 結果公表

日 時：令和3年4月15日(木)午後1時(予定)

※津島市暴力団排除条例に基づく津島警察署への照会等により前後する場合があります。

方 法：津島市ホームページに掲載

※当選者には、現場責任者に出店許可書等を郵送します。

※抽選結果への問合せは、一切受け付けません。

6. 注意事項

- ・新型コロナウイルス感染状況により内容が変更になる場合がある。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスク着用、手指をこまめに消毒すること。発熱や体調不良の場合は出店を控えること。
- ・喫煙は喫煙場所ですること。**店舗や周辺で絶対に喫煙しないこと。**
- ・**主催者の指示に従わない場合、本募集要項に違反している場合、公園の風紀を乱している場合は、出店許可の取消や翌年度以降の出店を認めない場合があります。**
- ・万一、事故等が発生した場合、速やかに主催者に報告し、**出店者自らの責任と費用をもって対応**すること。盗難・紛失・火災・損傷・事故・気象災害等に対して、**主催者はその損害を一切補償しません。**必要に応じて、出店者自身において保険に加入する等、第三者への損失補償に備えること。
- ・屋台、テント、装飾等が強風で飛ばされないように、重りやペグ等で確実に固定すること。
- ・大雨、強風等により安全や衛生を確保できない恐れがある場合は、出店者の責任・判断で出店を取りやめること。
- ・**主催者は砂ぼこりや粉塵防止の水撒きは一切行いません。**必要な場合は各自で行うこと。
- ・出店許可書を見やすい場所に掲示すること。**午前10時から午前11時までに出店確認**をしますので、必ず店舗に滞在すること(新型コロナウイルスに感染した場合、大雨、強風等を除く)。**滞在が確認できない場合や出店許可書不掲示の場合は、出店許可の取消や翌年度以降の出店を認めない場合があります。**
- ・店舗枠の権利譲渡や貸出は禁止。
- ・抽選は、パソコンによる無作為抽選のため、隣同士で販売品目が重複する場合がある。
- ・津島市都市公園条例第5条を遵守すること。

(行為の禁止)

第5条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又は止め置くこと。
- (8) 都市公園をその用途外に使用すること。

7. 電子データ

津島市ホームページに出店者募集要項やWordの出店者申込書を掲載しています。

8. 問合せ先・津島市ホームページ

津島市 建設産業部 都市整備課 都市整備グループ

担当：菱田、古野

住所：愛知県津島市立込町2丁目21番地

電話：0567-55-9687

メールアドレス：fuji@city.tsushima.lg.jp

URL：<https://www.city.tsushima.lg.jp/kurashi/koutsuudourokasen/kouen/shakaijikkenn.html>

津島市ホームページ > くらし > 交通・道路・河川・公園 > 公園 >

天王川公園指定管理者制度導入に向けた社会実験